



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- 長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）
  - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）
  - ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）
- 長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・道路の区域変更
  - ・道路の供用開始（2件）
  - ・港湾施設の概要

- 所管課（室）名
- 県民生活環境課
- 障 害 福 祉 課
- 〃
- 漁 業 振 興 課
- 農 政 課
- 道 路 維 持 課
- 〃
- 港 湾 課

### ◎ 公 告

- ・県営土地改良事業計画の決定
- ・県営土地改良事業変更計画の決定
- ・都市計画の図書の縦覧
- ・土地区画整理組合の解散の認可

- 農 村 整 備 課
- 〃
- 都 市 政 策 課
- 住 宅 課

### ◎ 長崎県病院企業団告示

- ・長崎県病院企業団議会の招集

長崎県病院企業団

## 告 示

### 長崎県告示第132号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年長崎県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和3年度予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 生活衛生課関係						別表（第2条関係） 生活衛生課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～5 略						1～5 略				
6	長崎県飲食店 ワクチ	ワクチ ン・検 査パツ	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対	10分の 10以内	知事が 適当と 認める						

ン・検査パ ケージ 検査補 助金	ケージ制 度等の利 用のため に必要な 検査に要 する経費 を支援す ることに より、感 染症対策 と日常生 活の両立 を図る。	象経費の基 準は、知事 が別に定め る。 (1) 検査費用 支 援事業 (2) 検査体制 整備支援事業		飲食業 等を営 む事業 者
---------------------------	--	---	--	------------------------

**長崎県告示第133号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 昭年会 昭年会病院	長崎市東山手町6番51号	令和4年2月1日

**長崎県告示第134号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ニック調剤薬局 高砂店	佐世保市高砂町4番9号	令和4年3月1日

**長崎県告示第135号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
重工記念長崎病院訪問看護ステーション	長崎市丸尾町6番17号	令和4年2月1日
社会福祉法人 あすか福祉会 あすか訪問看護ステーション	対馬市巖原町東里338番地1	令和4年2月1日
訪問看護ステーション きずな	佐世保市早岐二丁目8番17号	令和4年3月1日

**長崎県告示第136号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定

による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
医療法人 有隣会 貴田神経内科・呼吸器科・内科病院	島原市有明町大三東戊790-2	令和4年2月1日

### 長崎県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
あけぼの薬局	南島原市布津町乙1856-1	令和4年2月1日
いちご薬局	長崎市若草町3-20	令和4年2月1日
早苗町調剤薬局	佐世保市早苗町489-10	令和4年2月1日
もろおか薬局 幸町店	諫早市幸町308-1	令和4年3月1日
日本調剤 築町薬局	長崎市銅座町3-24	令和4年3月1日
吾妻ほのぼの薬局	雲仙市吾妻町牛口名344-1	令和4年3月1日

### 長崎県告示第138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
訪問看護ステーション デューン佐世保	佐世保市福石町8-1 しげるビル1階	令和4年3月1日

### 長崎県告示第139号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

加津佐町加入区



		実施 (3) 消費拡大に向けたポップ、リーフレット等の作成	
--	--	----------------------------------	--

6 農産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				

3 略

12 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略				
9 長崎県スマート農林業の導入支援事業費補助金	農林業経営体等によるICTを活用したスマート農林業技術の導入やオペレーターの育成等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1 スマート農林業の導入支援事業共同利用タイプ 複数の農業者等による機械の共同利用のための取組に要する経費 2 スマート林業の導入支援事業林業支援サービス導入タイプ (1) 林業支援サービス導入タイプ 生産性や安全性の向	2分の1以内       2分の1以内又は3分の2以内	農業者等       林業作業を受託している法人(森林整備法人を除く。)、森林組合、

6 農産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				
3 長崎県産牛肉等学校給食活用推進事業	新型コロナウイルス感染症拡大により、在庫が増加するなどの影響が生じている県産牛肉等を学校給食に提供し、消費拡大を図る。	(1) 推進会議の開催に係る経費 (2) 食育活動の実施に係る経費 (3) 学校給食への和牛肉等の提供に係る経費 (4) 推進事務費	定額 定額 定額 定額	公益財団法人長崎県学校給食会

4 略

12 農政課、農山村振興課、農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農村整備課、林政課及び森林整備室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略				

		上を図るためのスマート林業技術等の導入及び導入技術の普及に向けた取組に要する経費 (2) オペレーター支援 (1)の取組を実施する際のスマート林業技術等を扱う専門人材の育成のための取組に要する経費	定額	森林組合連合会、苗木生産事業者、林業労働力確保支援センター等	
備考 別表の12に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。 (1)～(8) 略 (9) 9の補助金等 農政課及び林政課関係		備考 別表の13に掲げる補助金等については、次に掲げる項の区分に応じ、それぞれ定める課が所管する。 (1)～(8) 略			

**長崎県告示第142号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
 路線名 山口南有馬線  
 道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市南有馬町乙字中須ノ内2590番3地先から 南島原市南有馬町乙字中須ノ内2592番1地先まで	前	4.5～5.8	44.9	
	後	5.8～10.1	44.9	

**長崎県告示第143号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 瀬浦厳原港線	対馬市厳原町内山字段島77番34地先から 対馬市厳原町内山字段島77番34地先まで	令和4年3月8日

## 長崎県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 瀬浦厳原港線	対馬市厳原町内山字段島77番26地先から 官公有無番地先（対馬市厳原町内山字段島77番22）まで	令和4年3月8日

## 長崎県告示第145号

長崎県管理港湾口ノ津港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び島原振興局建設部管理課に備え置く。

令和4年3月8日

口ノ津港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

港湾名	種 類		位 置	数量及び能力
	施設名	名 称		
口ノ津港	浮棧橋	口ノ津港浮棧橋(2)	長崎県 南島原市口之津町	構造 鋼コンクリートハイブリッドポン ツーン 延長 44.0m 幅員 13.0m 面積 286.0㎡ 計画水深-3.0m  【連絡橋】 延長 26.0m 幅員 3.6m 面積 93.6㎡  【取付護岸（直立消波ブロック構造）】 延長 31.7m 天端高 +4.5m 舗装幅 3.0m

## 公 告

## 県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、釜田川地区県営土地改良事業（区画整理工）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
農地中間管理機構関連農地整備事業土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間  
令和4年3月8日から令和4年3月28日まで
- 3 縦覧場所  
平 日： 平戸市役所農林水産部農林課  
土日祝日： 平戸市役所警備員室

#### 県営土地改良事業変更計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、諏訪地区県営土地改良事業計画(区画整理工、農業用排水施設工)を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
諏訪地区県営土地改良事業変更計画書(区画整理工、農業用排水施設工)
- 2 縦覧期間  
令和4年3月8日から令和4年4月6日まで
- 3 縦覧場所  
南島原市農林水産部農村整備課(有家庁舎)

#### 都市計画の図書の縦覧(公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称  
長崎都市計画下水道(長与公共下水道)(長与町決定)
- 2 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

#### 土地区画整理組合の解散の認可(公告)

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、池山土地区画整理組合の解散を認可した。

令和4年3月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解散の事由  
事業の完成
- 2 解散の認可年月日  
令和4年3月8日



---

## 長崎県病院企業団告示

---

### 長崎県病院企業団告示第1号

長崎県病院企業団議会定例会を令和4年3月30日午後1時30分長崎市に招集する。

令和4年3月8日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト